

 **倉吉市**  
**高齢者虐待防止マニュアル**



**くらしのト**

**平成 24 年度改訂**

**倉吉市長寿社会課**

**倉吉市地域包括支援センター**

## 倉吉市高齢者虐待防止マニュアル 目次

### はじめに

#### 第1章 高齢者虐待防止法の概要と高齢者虐待の種類

- 1 法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 高齢者虐待の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第2章 高齢者虐待対応の基本的な流れと関係機関に期待される役割、市における組織体制

- 1 高齢者虐待対応の基本的な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  
倉吉市高齢者虐待相談票 様式1・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9  
高齢者虐待のサインチェックシート 様式2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
アセスメント要約票 様式3・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11  
高齢者虐待リスクアセスメントシート 様式4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13  
分離・集中的援助要否判断の手順 様式5・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14  
高齢者虐待対応支援会議記録・計画書(1)(2) 様式6・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 関係機関に期待される役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 市における組織体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### 第3章 高齢者虐待の具体的な対応策

- 1 高齢者虐待の発見方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 3 虐待対応支援会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 4 虐待対応支援チームの編成、在宅支援の実施及び評価・・・・・・・・・・・・ 32
- 5 老人福祉法に基づく措置の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 6 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の活用  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

### 資料

- 1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
- 3 倉吉市高齢者虐待防止条例
- 4 老人福祉法(抜粋)
- 5 倉吉市老人福祉法に基づく措置に関する要綱
- 6 倉吉市成年後見制度申立要綱
- 7 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱
- 8 高齢者虐待の相談機関
- 9 高齢者虐待の現状

### 参考文献

## はじめに

高齢化の進展とともに、高齢者の人権が守られない「高齢者虐待」が深刻な問題となっています。高齢者が生活障害の有無にかかわらず、人としての誇りをいつまでも持ち続けられるよう社会的に権利と利益を擁護し、「高齢者虐待」が個人の尊厳を冒す重大な問題であるということを認識し、社会全体での問題解決に早急に取り組む必要があります。

本市では、平成17年4月「倉吉市高齢者虐待防止条例」を施行し、虐待の定義、そして、市、介護者、施設等それぞれの虐待防止に向けた体制づくり、虐待の早期発見、通報義務を明確にしました。平成18年4月には、国においても「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、住民に最も身近な市町村が具体的な対策を講じるとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることも定められています。

また、介護保険法でも、市町村が行う地域支援事業の一つに被保険者の虐待防止、早期発見、権利擁護が位置づけられています。市、地域包括支援センター、そして関係機関や地域が一体となってネットワークづくりをすすめ、現場で関わる様々な事例から、学んだことを積み上げ、よりよい解決を目指して行かねばなりません。

本マニュアルは、高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのような流れで対応すべきかを検討し、必要な体制づくりを進めていく根本となるものです。

このたび、平成18年に作成した同マニュアルを再検討し、通報を受けたときの動き方や、会議の開催の仕方等、それぞれの役割を明確にし、虐待が発生した時の対応について強化しました。

最後になりましたが、本マニュアルの作成にご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成25年2月

倉吉市福祉保健部長寿社会課

## 第1章 高齢者虐待防止法の概要と高齢者虐待の種類

### 1 法律の概要

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）により、高齢者虐待の定義、発見した者の市町村への通報義務、市町村及び地域包括支援センター職員の立入調査権限、立入に伴う警察署長の協力義務等が規定されました。

法律には大きく二つの柱があり、一つは、家庭内における主として家族による虐待をどのようにして防ぎ、また、虐待が起きた場合にどのように解決していくか、市町村が取るべき措置が明確化されました。もう一つは要介護施設従事者等介護サービスのプロによる高齢者虐待の防止であります。サービス事業を指導、監督しているところにいかに早く情報を伝え、それぞれの法律体系に基づく指導権限の適切な行使に結び付けていくかが重要になります。どちらも、最初の部分における早期発見・通報を担保しています。

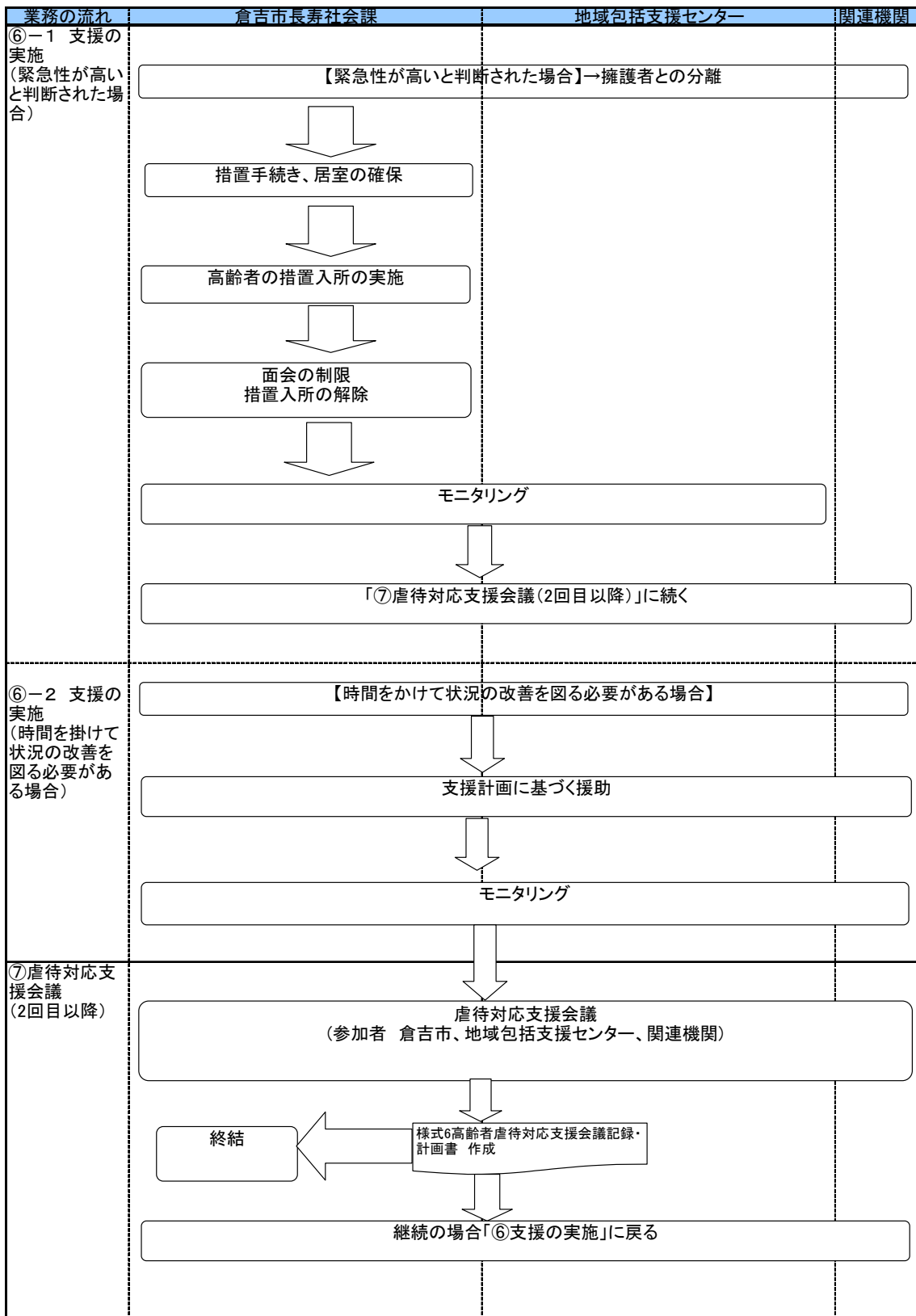
### 2 高齢者虐待の種類

虐待の種類については、高齢者虐待防止法において、以下のように定義されています。

虐待の種類	定義	具体例
身体的虐待	暴力的行為等で身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	平手打ち、殴る、蹴る、つねる、火傷をさせる、縛る、むりやり食事を口に入れる、一室に閉じ込める
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること	怒鳴る、ののしる、嘲笑する、侮辱を込めて子ども扱いする、意図的に無視する、愛着のあるものを破壊する
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	排泄失敗の懲罰のため下半身を裸にして放置する、セックスを強要する

経済的虐待	本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を制限すること	必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の預貯金や不動産を勝手に処分する
世話・介護の放棄・放任（ネグレクト）	意図的か否かにかかわらず介護や、世話を放棄し、高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること	身体を不衛生なまま放置、栄養失調状態、劣悪な環境での放置、医療介護サービスを受けさせない





## (2) 高齢者虐待対応の内容

「高齢者虐待対応フロー図」に対応する基本的な流れは次の通りです。

### ① 相談・通報・届出の受付

- ア 虐待が疑われる場合は倉吉市長寿社会課か担当地区の地域包括支援センターに相談・通報・届出をする。
- イ 通報を受けた場合、基本的に個人ではなく、組織で判断して対応する。倉吉市で通報を受けた場合は倉吉市、包括で受けた場合は包括内でまず検討する。様式1「倉吉市高齢者虐待相談票」、様式2「高齢者虐待のサインチェックシート」を書ける範囲で作成する。

### ② 市・包括との情報共有

- ア 高齢者虐待対応の責任は市町村にあるため、包括はすぐに動くのではなく倉吉市と包括が協議して、どのように動くか連絡を取り合って対応する。
- イ 協議する内容
  - (ア) 情報共有  
事実確認を行う前に市と包括の把握している情報を共有する。
  - (イ) 事実確認の方法と手順の検討
    - a 市と包括の役割分担をする。
    - b 関連機関からどういった情報をどのように収集するかを整理する。
    - c 高齢者の状態を確認するために訪問調査をいつ誰がどういった形で行うかを決定する。訪問時に緊急性があると判断した場合の対策を確認する。
    - d 事実確認後のコアメンバー会議の開催日時を決定する。

### ③ 事実確認

- ア 情報収集、情報整理
  - (ア) 担当介護支援専門員、サービス提供事業所、民生委員などから情報収集を行う。
  - (イ) 「今関わっている際の情報」「過去の情報」などを聞き取り、様式1「倉吉市高齢者虐待相談票」、様式2「高齢者虐待のサインチェックシート」に記入する。
- イ 訪問調査
  - (ア) 事実確認のための訪問は安否確認も兼ねるため、原則複数人、複数職種で行う。
  - (イ) 「虐待の状況」、「被虐待高齢者の状況」、「虐待者の状況」「家族を取り巻く状況」について確認する。



- (ウ) 様式1「倉吉市高齢者虐待相談票」、様式2「倉吉市高齢者虐待相談票」、様式3「アセスメント要約票」を作成する。それをもとに市が様式4「高齢者虐待リスクアセスメントシート」、様式5「分離・集中的援助要否判断の手順」を作成する。

#### ④ コアメンバー会議

ア 参加者：倉吉市と地域包括支援センターの職員

イ 通報を受けてから48時間以内で開催することが望ましい。

ウ 司会は市、記録は包括が中心に行う。様式6「高齢者虐待対応支援会議記録・計画書」に記録する。

エ 検討する内容

(ア) 虐待の有無の判断

「虐待」の認定を正確にすることではなく、「生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる」かどうかの認定を様式4「高齢者虐待リスクアセスメントシート」、様式5「分離・集中的援助要否判断の手順」をもとに行う。虐待がないと判断される場合は終結する。

(イ) 緊急性の判断

緊急入院や高齢者短期入所施設などへの一時保護を図る対応が必要か否かの判断をする。

(ウ) 介入を拒否しているケースへの介入方法検討

「生命または身体に重大な危険が生じている恐れ」が疑われる情報があるのに確認ができない場合、市の権限として立ち入り調査を行うことができる。ここでいう立ち入り調査権は世帯の同意なく住居に立ち入りをして住居侵入罪などの罪に問われないということであって、勝手に鍵をあけたり壊したりして立ち入ることではない。立ち入り調査権を発動する時は、手順とそれぞれの役割を決め、その後の支援に結びつける必要がある。

(エ) 高齢者虐待対応支援会議開催準備

a 支援対象（被虐待高齢者、虐待者、その他）に分けて、支援課題を抽出する。

b 高齢者虐待対応支援会議を開く参加者を決める。参加者は親族、地域住民、後見人、介護支援専門員、サービス提供機関、医療機関、保健センター、有識者（権利擁護委員会メンバー、ネットワーク倉吉、警察、弁護士など）、その他の中から必要に応じて調整する。召集は市が中心となってい、できるだけ早い日時で調整する。

⑤ 高齢者虐待対応支援会議

ア 参加者：倉吉市、地域包括支援センター、その他関係機関

イ 高齢者虐待対応支援会議の進め方

- (ア) 司会は市、記録は地域包括が中心に行う。様式 6「高齢者虐待対応支援会議記録・計画書」に記録する。
- (イ) 会議の目的を確認する。
- (ウ) 時間を設定する。
- (エ) メンバー間の「虐待」「虐待対応」についての共通認識を形成する。
- (オ) 参加者間の事例イメージを共有する。
- (カ) コアメンバー会議で作成した様式 6「高齢者虐待対応支援会議記録・計画書」をもとに、支援課題の優先順位を考える。
- (キ) 支援課題に対して考えられる目標と具体的支援を挙げ、モニタリングの時期を決める。
- (ク) 支援を実施した場合に予測される事態を想像し、必要な段取りを考える。
- (ケ) 事例対応の終結イメージを持つ。
- (コ) 市の責任により最終決定する。
- (サ) 決定事項・協議の結果の確認をする。
- (シ) 今後の連絡体制の確認、次回の高齢者虐待対応支援会議の時期を決める。

⑥ 支援の実施

ア 緊急性が高いと判断された場合

- (ア) 市が措置入所を委託できる居室を確保している施設（介護老人福祉施設及び養護老人ホーム）と連絡を取り、措置入所を行う。
- (イ) 被虐待高齢者の安全確保のために必要があると判断される場合、虐待者の面会制限や保護場所を秘密にするなどの対応を行う。
- (ウ) 措置入所や面会制限などの決定は市の判断と責任で行うものであり、高齢者虐待対応支援会議の中で解除する期間を定めておく。

イ 時間をかけて状況の改善を図る必要がある場合

- (ア) 関連機関に支援計画に基づく援助を要請し、実施してもらう。その後随時モニタリングを行う。

⑦ 高齢者虐待対応支援会議(2回目以降)

ア 当初予定していた時期またはモニタリングを通して必要だと判断される時期に高齢者虐待対応支援会議を行う。召集、司会は市、記録は地域包括が中心に行う。様式 6「高齢者虐待対応支援会議記録・計画書」に記録する。

## イ 検討する内容

- (ア) 支援サービスなどの実施状況の確認
- (イ) 被虐待高齢者、虐待者の状況の確認
- (ウ) 支援課題の達成度評価
- (エ) 支援課題の変化の確認
- (オ) 継続か終結かの判断
  - a 「虐待の解消」と「高齢者の生活の安定」が確認できた時点で虐待対応は終結する。
  - b 高齢者に医療や介護などの生活上の課題がある場合、支援はケアマネジメントによって行われる。支援課題によっては包括的・継続的ケアマネジメント支援が必要な場合もある。しかし虐待対応としての支援は、できるだけ短期集中で終結することが望ましい。
  - c 継続の場合は⑥「支援の実施」に戻る。

倉吉市高齢者虐待相談票

様式1

相談年月日	平成 年 月 日 時 分～ 時 分	対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	住所または 所属機関名	電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

【主訴・相談の概要】

--

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	年齢	歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異						
	電話：	その他連絡先：					(続柄： )
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 ( ) <input type="checkbox"/> 施設 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護 ( ) <input type="checkbox"/> 申請中 ( 月 日 ) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定						
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし				介護支援専門員	
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり ( ) <input type="checkbox"/> なし				居宅支援事業所	
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 ( ) <input type="checkbox"/> 認知症 ( ) <input type="checkbox"/> 精神疾患 ( ) <input type="checkbox"/> 難病 ( )						
身体状況					障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(等級： 種別： )	
経済状況					生活保護受給 ( <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり )		

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【介護者の状況】

氏名		年齢	歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者 <input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟 <input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	連絡先	<input type="checkbox"/> 同上	
	電話番号		職業
その他特記事項			

【総合相談としての対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋 (機関名： ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応 (虐待対応をのぞく) <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待 (裏面記入) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 備考 ( )
--



## アセスメント要約票

様式3

対応計画 \_\_\_\_ 回目

アセスメント要約日: \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 要約担当者: \_\_\_\_\_

高齢者本人氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	住所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院		
介護者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	歳	高齢者本人との関係:	同別居の状況: <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
高齢者本人の希望	居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明				
	意思疎通: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能 ( ) <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容: <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲: <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ (無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)				
<b>I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:</b>				虐待解消 に向けた 対応課題	
<b>【健康状態等】</b>					
疾病・傷病 :		既往歴 :			
受診状況 :		服薬状況(種類) :			
受診状況 :		服薬状況(種類) :			
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 具体的な症状等⇒					
要介護認定 : <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護 ( ) <input type="checkbox"/> 申請中 (申請日: ____年 ____月 ____日) <input type="checkbox"/> 未申請					
障害 : <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 ( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い ) <input type="checkbox"/> 知的障害 ( <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い )					
精神状態 : <input type="checkbox"/> 認知症 ( <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い ) <input type="checkbox"/> うつ病 ( <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
<b>【危機への対処】</b>					
危機対処場面において: <input type="checkbox"/> 自ら助けを求められることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難				課題	
避難先・退避先 : <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある ( ) <input type="checkbox"/> ない					
<b>【成年後見制度の利用】</b>					
成年後見人等: <input type="checkbox"/> あり (後見人等: ) <input type="checkbox"/> 申立中 (申立人: ) <input type="checkbox"/> 申立予定あり <input type="checkbox"/> 申立予定なし				課題	
<b>【各種制度利用】</b>					
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
<b>【経済情報】</b>					
収入額 月____万円 (内訳: ) 預貯金等____万円 借金____万円 <input type="checkbox"/> 不明 1ヶ月に本人が使える金額 ____万円 具体的な状況 (生活費や借金等):					
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
金銭管理 : <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (判断可) <input type="checkbox"/> 全介助 (判断不可) <input type="checkbox"/> 不明					
金銭管理者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
<b>【エコマップ】</b>		<b>【生活状況】</b>			課題
		食 事 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 調 理 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 移 動 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 買 物 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 掃除洗濯 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 入 浴 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 排 泄 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 服薬管理 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 預貯金年金の管理 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 ) 医療機関の受診 ( <input type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 )			
		<b>【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】</b>			
		<b>【その他特記事項】</b>			課題

II. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待解消に向けた対応課題
<b>【養護者の希望】</b>		□課題
<b>【健康状態等】</b>		
疾病・傷病:	既往歴:	
受診状況:	服薬状況(種類):	
受診状況:	服薬状況(種類):	□課題
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 具体的症状等⇒		
性格的な偏り:		
障害: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害(□あり □疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害(□あり □疑い)		
<b>【介護負担】</b>		
被虐待高齢者に対する介護意欲: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護技術・知識: <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明		
1日の介護時間: <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明 介護の代替者: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に		□課題
平均睡眠時間: およそ____時間		
<b>【就労状況】</b>		□課題
就労状況: <input type="checkbox"/> 就労(就労曜日____~____ 就労時間____時~____時)、雇用形態(□正規、□非正規) <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労		
<b>【経済状況】</b>		□課題
収入額 月____万円(内訳: ) 預貯金等____万円 借金____万円		
<input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある		
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他( )		
<b>【近隣との関係】</b>		□課題
<input type="checkbox"/> 良好( ) <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明		
<b>III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係、等)</b>		
		□課題
<b>IV. その他(関係者、関係機関の関わり等)</b>		
		□課題
<b>【全体のまとめ】</b> : I~IVで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。		

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

	<p>あてはまる場合には[ ]に○を記入し、該当するものを○印で囲む あてはまらない場合は×。情報が未収の場合は未記入のまま</p>	<p>関連情報、あるいは 強みやよい点を記入</p>
レッド	<p>①被虐待者は意思疎通が可能か？ [ ]できる ×の場合( )</p>	
	<p>②当事者が保護を求めているか？ [ ]被虐待者自身が保護を求めている( ) [ ]虐待者が高齢者の保護を求めている( )</p>	
	<p>③当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [ ]「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」などの訴えあり( ) [ ]「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」などの訴えあり( )</p>	
	<p>④すでに重大な結果が生じているか？ [ ]例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他( )</p>	
イエロー1	<p>⑤今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ [ ]頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 極めて非衛生的 極端なおびえ その他( )</p>	
	<p>⑥繰り返されるおそれが高いか？ [ ]習慣的な暴力 新旧の傷・あざ 入退院の繰り返し その他( ) [ ]虐待者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避( ) [ ]虐待者の精神的不安定・判断力の低下 非現実的な認識 その他( )</p>	
イエロー2	<p>⑦被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ]認知症程度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M [ ]行動上の問題：徘徊 暴力行為 昼夜逆転 不穏興奮 失禁 その他( ) [ ]寝たきり度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 [ ]性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他( ) [ ]精神疾患( ) 依存症( ) その他( )</p>	
	<p>⑧虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ [ ]被虐待者への拒否的感情や態度( ) [ ]重い介護負担感( ) [ ]介護疲れ( ) [ ]認知症や介護に関する知識・技術不足( ) [ ]性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他( ) [ ]障害・疾患：知的障害 精神疾患( ) 依存症( ) その他( ) [ ]経済的問題：低所得 失業 借金 虐待者への経済的依存 その他( )</p>	
イエロー3	<p>⑨虐待につながる家庭状況があるか？ [ ]長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係( ) [ ]虐待者・被虐待者の共依存関係( ) [ ]虐待者が暴力の被害者( ) [ ]その他の家族・親族の無関心( ) [ ]住環境の悪さ・狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 その他( )</p>	

判断の目安

レッド：①が○で②③に○がある場合、もしくは①が○ない×で④に○がある場合⇒緊急保護の検討

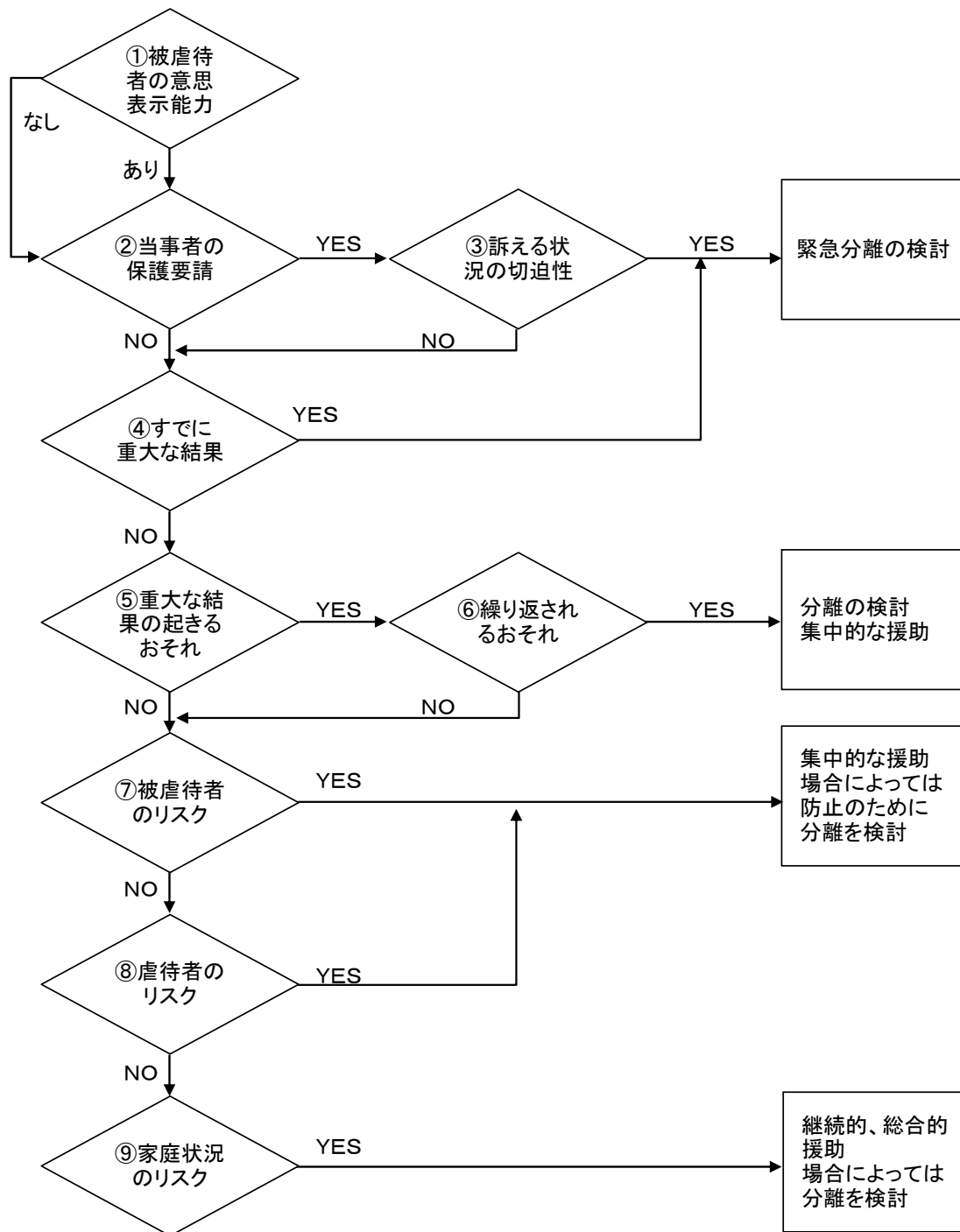
イエロー1：①～④に○はないが、⑤と⑥に○⇒保護・分離の検討、もしくは集中的援助

イエロー2：①～⑥に○はないが、⑦もしくは⑧に○⇒集中的援助、もしくは防止のための保護検討

イエロー3：①～⑧に○はないが、⑨に○⇒継続的、総合的援助



## 分離・集中的援助要否判断の手順



- ①が「あり」であって、②③④のいずれかに該当項目がある場合、緊急分離を検討  
 ①が「なし」の場合、④が該当すれば、緊急分離を検討  
 ⑤と⑥に該当項目がある場合、防止の観点から分離を検討、もしくは集中的援助を実施  
 ②から⑥には該当項目がないが、⑦と⑧のいずれかにある場合、リスク緩和のための集中的援助、場合によっては一時、分離を検討  
 ⑨にのみ該当項目がある場合、家族全体への継続的・総合的援助が必要  
 場合によっては一時、分離を検討  
 (厚生労働省『児童虐待対応の手引き』を参考に作成)

第1表

様式6

高齢者虐待対応支援会議記録・計画書(1)

初回計画作成日 平成 年 月 日

高齢者本人氏名 \_\_\_\_\_ 様  
 計画作成者所属 \_\_\_\_\_ 地域包括支援センター  
 計画作成者氏名 \_\_\_\_\_

会議日時:平成 年 月 日( ) 時 分～ 時 分

会議目的	出席者	所属: 所属: 所属:	氏名 氏名 氏名	所属: 所属: 所属:	氏名 氏名 氏名
虐待事実の判断 <input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> レット <input type="checkbox"/> イエロー1 <input type="checkbox"/> イエロー2 <input type="checkbox"/> イエロー3					
緊急性の判断 根拠(様式4高 齢者虐待リス クアセスメン ト・シート)					
緊急性の判断 (様式5分離・ 集中的援助要 否判断の手 順)					
高齢者本人の 意見・希望	会議録				
養護者の 意見・希望					

第2表

様式6

高齢者虐待対応支援会議記録・計画書(2)

対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		
			何を・どのように	関係機関・担当者など	実施日時・期間/評価日
高齢者					
養護者					
その他の関係者・関					
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題などを記載)			計画評価予定日	年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

## 2 関係機関に期待される役割

高齢者虐待は、複雑な問題を抱えている家庭で起きやすいことから一つの機関で対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要となります。

なお、高齢者虐待防止法第5条（以下、法という。）において、養介護施設、病院、保健所等高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等職務上関係のあるものは高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者の保護のための施策に協力しなければならないとされています。

高齢者虐待に対応していくために、各機関に期待される役割は次のとおりです。

### （1）市（長寿社会課）

高齢者虐待の通報、届出を受理します。

通報や届出に基づき、虐待を受けている高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して行うとともに、関係機関、団体等「高齢者虐待対応協力者」（法第9条）と対応について協議を行います。

市は必要に応じて立入調査（法第11条）を行います。立入調査の必要性については、市と地域包括支援センターの協議により判断します。調査時には、その身分を示す証明書を携帯します。立入調査は複数人で行き、立入調査時の役割分担の明確化や、緊急時の対応を事前に決めておきます。必要な場合は、所轄の警察に援助を要請（法第12条）します。

また、不適切な養護を受けている高齢者の状況が危険を伴う状態にある場合や、必要な介護保険サービスが利用できない状況にある場合は、老人福祉法に基づいて、職権により施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行うとともに、成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため家族による申し立てが期待できないときは、市長が申し立てを行います。

市が実施した対応やその判断根拠について説明責任を果たすために、経過や議事録等の記録を残します。

関係機関の協力を得て、市における高齢者虐待に関する相談体制の整備やケース援助のためのシステムづくりを行います。

さらに、高齢者虐待の早期発見や防止に向けて、住民や関係機関に対する啓発や研修等を行うことも市の重要な役割となります。

### （2）地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者を虐待している養護者による高齢者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となり、速やかに市と協議・連携し、虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、市からの依頼により立入調査に同行・協力します。

市と高齢者虐待対応協力者と連携し、虐待対応支援会議の開催、虐待対応支援チームの構築など、高齢者虐待対応の中核を担うとともに、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業者から、虐待への対応等について相談があった場合には、助言や支援を行います。

### (3) 市保健センター（市保健師）

市保健センターは、健康相談・健康教育・健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を展開しており、これらの活動を通して高齢者虐待の発見とともに、相談窓口としての役割が期待されます。

また、高齢者虐待が発見された場合は、地域包括支援センター等に協力し、保健師としての専門性を活かし訪問調査を行います。

また、精神障害や難病、認知症等が絡んだ虐待事例の場合、必要に応じて保健所等と連携します。

さらに、虐待対応支援会議の結果に基づき、虐待対応支援チームの一員として、高齢者本人及び養護者、家族の相談、指導等にあたります。

### (4) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員は、利用者宅への訪問中の発見、高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告等により、高齢者虐待を知り得る機会が多く、虐待の主たる把握機関として期待されます。

高齢者虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は、介護保険サービス提供事業者等から情報収集を行い、市や地域包括支援センターへ通報する義務があります。

また、市の虐待担当機関と連携し、虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映させていきます。

本人や家族がサービスの提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースについては、地域包括支援センター等が開催する虐待対応支援会議に諮ります。その場合、介護支援専門員はキーパーソンとしての役割も期待されます。

### (5) 介護保険サービス提供事業者

介護保険サービス提供事業者は、本人や家族の状況を観察できる機会が多く、高齢者虐待のサインを見逃さずに早期発見する役割が期待されます。高齢者虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかに市長寿社会課（地域包括支援センター）に通報します。

各事業者は次のような役割を担います。

#### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員は、サービスを提供しながら、高齢者や養護者の生活状況等を観察し、声をかけるなどの精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを速やかに介護支援専門員に報告します。

#### ② 訪問看護

訪問看護師は、看護サービスを提供しながら、精神的支援を行うとともに高齢者や養護者の状況を観察し、高齢者虐待の予防と早期発見を行い、確認した状況や変化などを医師や介護支援専門員に報告します。

③ 通所介護（デイサービス）など

高齢者の全身状態を観察する機会のある入浴サービスでは、あざや傷はもちろんのこと、痩せの状態や皮膚の変化を知ることができます。

また、衣服の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放任・放棄の状況が把握されることもありますので、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理して介護支援専門員に報告します。

④ 老人短期入所施設（ショートステイ）

上記の通所介護と同様に、入浴サービスや食事の提供等を通じ、高齢者の状態を把握し、介護支援専門員に報告します。

老人短期入所施設は、高齢者を緊急時に一時的に保護する役割を担います。

高齢者虐待等により、客観的に見て特別養護老人ホーム等への入所が妥当と思われる場合であっても、施設に対する不安等から、高齢者や家族が入所を拒否し、さらに状況が悪化するケースがよく見受けられるため、短期入所施設の利用を通じて、特別養護老人ホーム等への入所に対する不安を取り除き、円滑な施設の利用に繋げる役割も期待されます。

⑤ 特別養護老人ホーム

高齢者虐待により、直ちに施設への入所が必要と判断されるケースや、市からやむを得ない事由による措置（老人福祉法第11条第1項第2号）の委託があった場合は、優先的に入所に応じていきます。

(6) 医療機関

医療機関は、診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握できるほか、家族・養護者の様子や変化等に気づくことができます。

医師は、高齢者虐待の発見機関としての役割が期待されます。

また、他の機関の働きかけは拒んでも、医師の指導は受け入れられやすいという傾向がありますので、サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。

さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発指導などの役割もあります。

(7) 民生委員

民生委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っており、これらの活動を通して、直接高齢者等から相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる、高齢者がおびえた様子である等身近な情報をキャッチし、相談窓口への相談や通報を行います。

また、市や地域包括支援センターなどの職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行して、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行う役割も期待されています。

さらに、虐待対応支援チームの一員として加わり、安否確認や見守り活動を行うことなども重要な役割となります。

(8) 社会福祉協議会

地域ケアシステムの運営や、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）によるサービスを提供するとともにボランティアや地域住民などによる、見守りをはじめとした各種のインフォーマルな在宅サービスを提供します。

(9) 県福祉保健局

市と連携して、より専門的・技術的広域的支援を必要とする精神保健・難病対策や認知症高齢者・障がい患者や母子世帯などの専門相談などを行っており、市において、困難な高齢者虐待事例が発生した場合は、専門的な立場から助言や指導を行います。

また、生活の困窮によるサービス利用の不足が高齢者虐待の大きな要因の一つとなっていることから、相談等に当たっては、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、家庭の状況を注意深く観察することが求められます。

(10) 警察

地域での生活安全に関する相談を受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。

また、市が立入調査を行う際、援助要請を受けて、市・地域包括支援センター職員等の調査が円滑に出来るよう同行します。

(11) 地域住民

近所で虐待を受け、又は受けている恐れのある高齢者を発見したときは、その情報を民生委員又は市の窓口へ相談・通報します。

また、虐待対応支援チームの一員として加わり、安否確認や見守り活動を行うことなども期待されています。

### 3 市における組織体制

高齢者虐待へのより迅速かつ効果的な対応が図れるよう、地域包括支援センターを活用し、次の4点に着目して組織体制や連携体制を整備します。

#### (1) 届出・通報・相談窓口の明確化

高齢者本人や家族、親族からの高齢者虐待に関する届出・通報及び相談（以下、通報等という。）は、知識、経験、専門性を必要とし、適切に対応していく必要があります。

そこで、市においては、高齢者虐待の通報等の窓口を明確化し、住民に周知し、高齢者虐待の早期発見につなげていきます。

通報等の窓口を明確化することにより、高齢者虐待に関する情報が集約するとともに、経験を通して高齢者虐待の対応機関としての専門性を高めていきます。

#### (2) 保健師等の専門スタッフの活用

高齢者虐待への対応における保健センターの役割を明確化し、保健師の関わりを強化していきます。

#### (3) 「やむを得ない事由による措置」のための体制整備

「やむを得ない事由による措置」が必要なケースに対して、迅速かつ的確に事務手続きが進められるようにするため、要綱に基づき整備を行うとともに、関係機関・施設との協力体制を構築します。

#### (4) 組織・機能の一元化等

ケアマネジメントの中核を担う地域包括支援センターと、通報等窓口の職員、保健師等の専門スタッフ、「やむを得ない事由による措置」の担当職員とが、有機的に連携できるよう、できる限り組織の一元化を図るとともに、全体を統括できるリーダーの配置等を行います。



### 第3章 高齢者虐待の具体的な対応策

#### 1 高齢者虐待の発見方策

##### (1) 高齢者虐待が発見されにくい理由

###### ① 社会からの孤立

高齢者は外出する機会が少ないため、社会から孤立しやすくなります。要介護状態であればなおのこと家庭内で閉ざされた環境となりやすく、第三者による高齢者虐待が発見されにくい状態となります。

###### ② 高齢者虐待行為の隠ぺい

高齢者虐待が起こっていても、虐待をしている人も受けている人も他人に知らせることはしないで、隠そうとする傾向があります。

特に虐待を受けている高齢者自身が、「自分さえ我慢していれば・・・。」と世間体を気にするあまり、不適切な養護をしている者をかばってしまうことや虐待を指摘されても「これは自分の不注意で、どこかで打ってできた傷だ」などと否定することも多くあります。

##### (2) 高齢者虐待を発見するために

###### ① 高齢者虐待のサインに気づく

高齢者虐待を早期に発見することは、極めて重要となります。

そのためには、高齢者の家庭に入る機会の多い保健・医療・福祉の関係機関は、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知し、高齢者虐待の存在に気づいていくことが求められます。

そこで、高齢者が虐待を受けている可能性のあるサインを様式2「高齢者虐待サインチェックシート」にまとめましたので、参考にしてください。

これらのうち複数の項目にあてはまると高齢者虐待の疑いが濃くなります。ただし、ここに記載したサインはあくまで例示であり、他にも様々なサインがあることを踏まえておくことが必要です。

## ア 共通して見られるサイン

- (ア) 通常の行動が不自然に変化する。
- (イ) 少しのことで怯えたり、恐ろしがったりする。
- (ウ) 人目を避け、多くの時間を一人で過ごす。
- (エ) 医師や保健・福祉の関係者に話す事や援助を受けることをためらう。
- (オ) 医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
- (カ) 睡眠障害がある。
- (キ) 不自然な体重の増減がある。
- (ク) 物事や周囲の事に対して極度に無関心である。
- (ケ) 強い無力感、あきらめ、なげやりの態度が見られる。

## イ 身体的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

- (ア) 【あざや傷の有無】  
頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざが見られる。
- (イ) 【あざや傷の説明】  
あざや傷の説明に関するつじつまが合わない、求めても説明しない隠そうとする。
- (ウ) 【行為の自由度】  
自由な外出ができない、自由に家族以外の人と話す事ができない。
- (エ) 【態度や表情】  
おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面いない場面で態度が異なる。
- (オ) 【話の内容】  
「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある。
- (カ) 【支援のためらい】  
関係者に話す事を躊躇する、話す内容が変化する、新たなサービスの拒否。

## ウ 養護者による世話の放棄サイン

- (ア) 【住環境の適切さ】  
異臭がする、湿度・ほこり・油等でべたべたする、暖房の欠如、極度に乱雑な住環境。
- (イ) 【衣服・寝具の清潔】  
着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツである事が多い。

- (ウ) 【身体の清潔さ】  
身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍。
- (エ) 【適切な食事】  
痩せが目立つ、菓子パンのみの食事、よそではがつつ食べる。
- (オ) 【適切な医療】  
家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない。
- (カ) 【適切な介護等サービス】  
必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、利用量が極端に不足。

エ 性的虐待を受けている高齢者の身体的、行動的に見られるサイン

- (ア) 【出血や傷の有無】  
生殖器等の傷、出血、かゆみの訴えがある。
- (イ) 【態度や表情】  
おびえた表情、怖がる、人目を避けたがる。
- (ウ) 【支援のためらい】  
関係者に話す事をためらう、援助を受けたがらない。

オ 心理的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- (ア) 【体重の増減】  
急な体重の減少、痩せすぎ、拒食や過食が見られる。
- (イ) 【態度や表情】  
無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化。
- (ウ) 【話の内容】  
話したがる、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言。
- (エ) 【適切な睡眠】  
不眠の訴え、不規則な睡眠。

カ 経済的虐待を受けている高齢者の身体面、行動面に見られるサイン

- (ア) 【訴え】  
「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言。
- (イ) 【生活状況】  
資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている。
- (ウ) 【支援のためらい】  
サービス利用をためらう、サービス利用をためらう。

## キ 養護者・家族に見られるサイン

### (ア) 【高齢者に対する態度】

冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的。

### (イ) 【高齢者への話の内容】

「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない。

### (ウ) 【関係者に対する態度】

援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁。

### (エ) 【養護者自身の状況】

酒気帯状態であるなど。

## ② 関係機関の連携

高齢者虐待の兆候やサインに気づいても、1機関のみの関わりでは、実際に高齢者虐待が発生しているか判断することが困難な場合が多いと思われます。

そこで、例えば、保健師が訪問指導時に、高齢者と養護者の態度から高齢者虐待を疑った場合、デイサービスセンターに「入浴のときに身体の状態を注意深く見てくれるように」と連絡することによって、デイサービスセンターで打撲の跡を見つけ高齢者虐待の発見に繋げるなど、関係機関が連携して高齢者虐待の把握に努めることが重要となります。

## (3) 通報等への対応（P3① 「相談・通報・届出の受付」）

本人からの届出及び家族や親族等からの相談や通報は、高齢者虐待発見のための大きな情報です。

最初の対応を誤ると、高齢者虐待把握の機会を逸してしまったり、後の調査や介入が困難となってしまうこととなりますので、慎重かつ丁寧に相手の訴えたい内容を引き出しながら対応する必要があります。

## ア 通報等を受ける際の基本的姿勢・留意点

### (ア) 傾聴

本人がどのようなことを訴え、相談しているのか、困っていることは何か、どのようにして欲しいと考えているのかを中心に「誠心誠意傾聴する」ことが大切です。必要な情報を一度に聞くのは難しい場合があります。聞き取り調査をされたという印象になってしまえば、次に続きません。「十分に聞いてもらえた」と思われる相談となるよう心がけることが大切です。

### (イ) 信頼関係の構築

通報者や相談者、不適切な養護を受けている者や不適切な養護をしている者の氏名や住所を聞きだすことは、高齢者虐待を把握し対応していく上で大変重要ですが、無理に聞こうとすると、通報等をやめてしまい、虐待の把握が困難となってしまう恐れがありますので、匿名のときや関係性を伏せている場合は、無理に聞きだすことは避け、信頼関係を築いて自主的に話してくれるような状況を作ることが大切です。

### (ウ) プライバシーの保護

通報等の内容を当事者に知られては困るのか、知られてもかまわないのか、知らせてすぐに対応することを望んでいるのか等、一人ひとり実情は違いますので、その後の訪問調査や対応を進める際に相談者のプライバシーを侵害しないよう、相談者の意向をよく汲んでおく必要があります。

### (エ) 客観的視点

不適切な養護をしている者と不適切な養護を受けている者のどちらが悪いのかを、はっきりさせることが必要なものではありません。不適切な養護をしている者自身が介護疲れ等により、支援を必要としている場合も考えられます。その家庭が抱えている問題は何か、どうしたら解決に繋がるかを客観的に考える必要があります。

## イ 通報等受理時の確認事項

主な確認事項は次のとおりです。

### (ア) 届出者・通報者・相談者

誰からの通報等であるかによって、支援の方向性や介入方法が違ってくる場合がありますので、本人とどのような関係にある人なのかを確認します。

届出者、通報者、相談者別の留意事項等は次のとおりです。

#### a 本人からの届出・相談の場合

どのような意図があつての届出・相談か、相談してきた思いや訴えている内容を受け止め、支援の方向性を検討していきます。

#### b 養護者からの相談の場合

養護者からの相談では、何とかしたいという思いで助けを求めて相談していることが考えられます。過去の問題や、高齢者との関係、介護の負担を考え、介護している背景を洞察しながら支援の方向性を検討します。どうしたいと考えているのか、養護者の気持ちをしっかり受け止めることが重要です。

c 親族からの通報・相談の場合

高齢者や養護者とどのような関係にある親族なのかにより、支援の方向性が変わってくる場合があります。事実の確認を基本として、プライバシーを守りつつ、できるだけ詳しい状況を把握するよう心がけます。

d 近隣住民からの通報、相談の場合

誰とどのような関係の人なのか(不適切な養護をしている者の友人なのか、不適切な養護を受けている者の知り合いなのか等)を把握することが必要です。ともすると、養護者を一方的に責める傾向がありますので、十分注意した対応が必要となります。

(イ) 不適切な養護を受けている者の氏名・住所等

電話による通報又は相談で高齢者虐待を把握するためには、名前や住所を聞くことが必要です。関わってほしい意思がはっきりしている場合は、名乗ることが多いと思われませんが、「現状を聞いてほしい」「気持ちをわかってほしい」というような場合は、名前を聞くことにより、話を閉ざしてしまうことがあるので、タイミングよく聞くことが大切です。

(ウ) 不適切な養護を受けている者の認知症の状況

高齢者に認知症がある場合には、被害的な言動が本人の疾病から来る症状であることもあるため、日頃の生活状況について丁寧に聞き、認知症の有無、程度の等を客観的に判断します。但し、認知症でない場合もあるので、決め付けた対応はしないように気をつける必要があります。

(エ) ADL の状況

不適切な養護を受けている者の日常生活動作の能力がどの程度であるか確認します。ADL の状況を聞くことにより、身の危険を感じたとき、自分の足で逃げられるかどうかや誰かに SOS を出せるかなどの状況も把握します。

(オ) 受診状況・受診機関

病院に受診しているのであれば、病名と受診機関を確認します。医師は、診察を通じ、高齢者虐待を確認しやすい立場にいますので、連携することにより、客観的な情報を得やすくなります。

(カ) 介護保険申請状況、介護支援専門員、サービス利用状況等  
介護保険の認定申請やサービス利用等がされていれば、介入の手がかりとなるとともに、関係者から客観的情報を得られやすいので、会話の中で確認ができるように努めます。

(キ) 不適切な養護をしている者  
不適切な養護をしている者は誰なのか、不適切な養護を受けている者とどのような関係にあるか聞き出すことは重要です。同居か別居か、養護者であるのか、また、高齢者虐待の状態として疾病、生活状況、性格、仕事などを聞きながら、過去も含めて相互の関係性を知ることで支援の足がかりとなることもあるので、丁寧に聞くように努めます。

(ク) 家族関係、世帯構成等  
世帯構成やその他の親族の状況及び不適切な養護をしている者、不適切な養護を受けている者との関係等について、わかる範囲で聞きます。キーパーソンとなる可能性のある人を模索しながら聞くことが大切です。

(ケ) 高齢者虐待の状況  
どのような内容で程度や頻度はどうなのかなど、高齢者虐待の状況について丁寧に詳しく聞きます。緊急性があると思われる場合は、直ちに訪問調査を行う必要がありますので、生命の危険性や医療の必要性等について意識をしながら聞く必要があります。

#### ウ 高齢者虐待相談票等の整備

通報等があった場合に適切な情報収集、対応する事が望めます。通報受理時に確認する事を様式1「倉吉市高齢者虐待相談票」としてまとめましたので、参考にしてください。

## 2 調査の実施（P3③「事実確認」から）

届出や通報、相談又は自らの機関の気づきにより高齢者虐待(疑いを含む)を発見した時は、まず市役所と地域包括支援センターが集まり情報共有を行なったあと、安全確認と事実確認の為に直ちに調査を行います。

### (1) 調査項目

#### ア 本人の状況

##### (ア) 経歴、職業、過去のトラブル

本人の「過去（既往歴、経歴、昔のトラブル等）」も高齢者虐待要因の把握や解決の糸口となる重要な情報となります。

#### イ 家族等の状況

##### (ア) 同居家族の職業・問題点、過去のトラブル等

同居家族の状況のうち、職業、問題点や過去のトラブル等高齢者虐待の対応に必要と思われる情報について調査します。

##### (イ) 別居家族、親族

ケースに介入する際、親族の協力は大きな力になりますので、同居していない親族の情報も出来る限り調べておく必要があります。また、相続問題が絡む場合は、相続権を有するすべての親族の情報が必要になります。

##### (ウ) キーパーソン（家族等）

高齢者虐待ケースに対して、より円滑に介入できるようにするため、親族の中に問題解決にあたって協力を得られる者、本人・家族に最も影響がある人物、成年後見制度を導入する際の後見人候補者等をできる限り把握しておくことが大切です。

#### ウ 高齢者虐待の状況

##### (ア) 現状・経過

高齢者虐待の現状とこれまでの経過は、今後の対応を検討していくうえで、不可欠なものです。

##### (イ) 緊急性の有無

緊急性があるかないかによって、対応方法が全く異なりますので、極めて重要な調査項目となります。



(ウ) 高齢者本人の真意・希望

高齢者本人のためと思って行った支援でも、希望に沿ったものでなければ、本人にとって迷惑となりますので、本人の希望を調査する事は重要です。

(エ) 補足事項

不適切な養護をしている者、高齢者虐待の内容、頻度、要因等について整理を行います。

(2) 緊急性の判断

訪問調査や虐待対応支援会議では、まず、不適切な養護を受けている者が緊急な生命の危機状態にあるか否かを判断し、「緊急な生命の危機状態」にあれば、直ちに保護して身の安全を確保したり、警察、病院、行政等の然るべき機関に連絡し、支援を求めます。

緊急性の判断方法等については、非常に難しい問題ですが、次の基準を参考に、生命の危険性、医療の必要性、不適切な養護をしている者との分離の必要性、高齢者虐待の程度と高齢者の健康状態、養護者の心身の状態等から総合的に判断します。

ア 本人が保護救済を強く求めている。

イ 生命に危険な状態。

(重度の火傷や外傷・褥創、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等)

→医師に判断を依頼することが有効

ウ 生命に危険な行為が行われている。

(頭部打撲、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等)

エ 確認できないが、上記ア、イ又はウに該当する可能性が高い。

上記調査項目を整理し、「リスクアセスメントシート」(様式4に掲載)で緊急性の判断を行います。

(3) 訪問調査を行う際の留意点

ア 高齢者又は養護家族の承諾を得た上で家庭へ訪問します。(訪問する理由は、「虐待だから・・・」とは言わず、健康指導業務や高齢者実態把握調査など日常の業務活動の延長上での訪問と位置付けることが大切です。)

イ 不適切な養護をしている者(家族)も被害者であるという意識を持って訪問します。

- ウ 高齢者虐待の事実や虐待の疑いがある事を正面から突き付けるのではなく、養護の状況や健康管理の様子などの周辺情報を尋ねながら総合的に情報を整理します。
- エ 初回訪問は、できるだけ早い時期に行い、遅すぎるなどタイミングをはずした訪問にならないようにします。
- オ 不適切な養護を受けているものと不適切な養護をしている者である家族からの聞き取りは、できるだけ個別に分けて行います。
- カ 高齢者虐待の問題を初回訪問ですべて把握する事は困難ですので、プライバシーの保護に十分配慮し、無理な情報収集は避け、誠実な対応で信頼関係用を築くことに努め、継続した訪問が可能になるよう心がけることが大切です。

#### (4) 訪問拒否された場合の対応

- ア 無理矢理焦って訪問しないようにします。拒否されても粘り強く、高齢者または養護家族が承諾するまで、高齢者や養護者家族の抱える問題に関心を持ち、心配している事を知らせ、待ちの姿勢を維持します。
- イ これまでの関わりから、高齢者または養護者家族が信頼している人を関係機関を通して紹介してもらいます。又は信頼関係のある機関などと話し合い、担当者の変更や協調介入を行います。
- ウ 虐待対応支援会議に諮り、高齢者や養護家族の近隣関係や利用資源などを把握するとともに関係機関の情報の共有化を図り、役割分担を決めて、チームで分析・評価を試みます。

但し、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている恐れがあると認める時は、立ち入り調査を行います。

また、必要に応じて警察署に援助を求め、高齢者の保護等の必要な措置を行います。

### 3 虐待対応支援会議（P 3⑤「虐待対応支援会議」から）

#### （1）虐待対応支援会議の要旨・概要

虐待対応支援会議に直接かかわる担当者(虐待対応支援チーム)が集まり、今後の対応についての方針決定、役割分担を行う場です。期間を決めて、虐待対応における達成目標を設定します。関係機関で情報を共有し、それぞれの専門性を生かした役割を明確化していきます。

#### （2）プライバシーへの配慮

通報等の内容や調査の内容は、プライバシーにかかわる事柄であり、家族関係が複雑なものも多く、本人も家族も他人や社会に知られたくないという思いを強く持っています。虐待対応支援会議の開催や関係機関との情報交換を行う際には、プライバシーに十分配慮する事が非常に大切です。

### 4 虐待対応支援チームの編成、在宅支援の実施及び評価

#### （P 4⑦「虐待対応支援会議（2回目以降）」から）

（1）虐待対応支援会議の結果（役割分担）に基づき、それぞれの役割での期間を決めて対応します。

（2）期間終了後に虐待対応支援チームが集まり、設定目標に対しての評価を行います。その評価に対して、虐待対応支援の終結または、継続を見極めます。虐待対応としての『終結』の判断に至らない場合は、再度アセスメントを実施し、再度課題となっている事柄の分析を行います。その繰り返しを経て、虐待対応としての『評価』を行います。介護保険利用者については、介護保険制度で補える部分等は担当介護支援専門員と連携をはかり進めていきます。

高齢者虐待が発生した家族関係への援助の最終目標は、高齢者虐待がなくなり、高齢者を含めた養護者の人間関係が安定する事です。しかし、状況により高齢者がそのまま同居し続ける事が、必ずしも最善の策とは限りません。高齢者自身の意思は尊重されなければなりません。別の家族との同居や、一人暮らしや施設入所など、様々な可能性が検討される必要があります。

## 5 老人福祉法に基づく措置の実施

介護保険制度の導入により、高齢者福祉サービスは基本的に契約による利用形態ですが、介護保険法施行後も老人福祉法において、養護者の高齢者虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において、養護を受ける事が困難な高齢者に対し、市が職権をもって必要なサービスを提供するために、措置制度が存続しています。

措置制度には、(1)「養護老人ホームへの入所」と、(2)「やむを得ない事由による措置」があります。

### (1) 養護老人ホームへの入所(法第11条第1項第1号)

#### ア 趣旨・目的

「養護老人ホーム」は、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受ける事が困難な高齢者を、市が職権により入所措置を行います。

養護老人ホームは、主として自立又は要支援の高齢者を入所対象としており、要介護認定で要介護状態に該当する必要はありません。

高齢者虐待も、養護老人ホームへの措置理由の一つとなりますが、この施設への入所措置は、低所得世帯等で「自立」または「要支援」に該当する高齢者が虐待を受けている場合には、この制度を活用する事が出来ます。

#### イ 入所措置の基準

(老人ホームへの入所措置等の指針について【平成18年3月31日老発第0331028号厚生労働省老健局通知】より抜粋)

次の(ア)及び(イ)の両方に該当する必要があります。

#### (ア) 環境上の事情

家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅において生活する事が困難であると認められる事。

#### (イ) 経済的事情

生活保護世帯、市民税所得割非課税世帯もしくは災害その他の事情により、生活が困窮していると認められる世帯である事。

### (2) 「やむを得ない事由による措置」(法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号)

#### ア 趣旨・目的

(ア) やむを得ない事由(高齢者虐待等)により、介護保険サービスを受けられない高齢者に対して市が職権をもって利用に結びつける制度

です。介護保険サービスの利用について家族が反対していたり高齢者本人が拒否していても、市が職権をもって利用決定できるので、高齢者虐待ケースの最終的な手段として最も有効な制度です。

(イ) やむを得ない場合は措置制度を積極的に活用します。

#### イ やむを得ない事由

やむを得ない事由として次のような場合が想定されます。

(ア) 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合

(イ) 認知症等その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族がいない場合 など

#### ウ 措置の内容

市は必要に応じて、次のサービスを提供する事が出来ます。なお、居宅サービスについては、市の義務ではなく、実施するしないは市の任意となりますが、特別養護老人ホームへの入所については、市が必要があれば入所措置を取る事が義務付けられています。

(ア) 居宅サービスの利用（法第 10 条の 4 第 1 項）

a 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

b 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

c 短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

d 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(イ) 特別養護老人ホームへの入所(法第 11 条第 1 項第 2 号)

#### エ 「やむを得ない事由による措置」の手順

「やむを得ない事由による措置」の手順は次の通りです。ただし、緊急時で要介護認定が間に合わない場合や要介護認定が困難な場合等は、要介護認定する前に(介護保険制度を利用しないで)市が措置を開始し、事後に要介護認定を行う事が出来ます。

手順	内容
①発見	通報、相談等により高齢者虐待の発見
②調査	保健師等の専門職が訪問調査等により実態調査を実施
③要介護認定	対象者が要介護認定を受けていない場合は、市の職権で要介護認定を実施

④措置決定	②及び③に基づき措置決定
⑤サービス提供	市が事業所に委託し、介護保険サービスの提供開始
⑥費用支弁	1割（利用者負担）、食費、居住費を市が措置費で支弁(注1)
⑦費用徴収	本人又は扶養義務者から負担能力に応じて市が費用を徴収(注2)
⑧やむを得ない事由の解消	・特別養護老人ホームへ入所したことで、不適切な養護をしている家族から離脱できた場合 ・成年後見制度活用により、本人の意思で契約が出来るようになったとき
⑨措置解除	措置を解除し、本人は通常の契約による介護保険サービス利用に移行

(注1) 要介護認定前に措置を開始した場合、その費用は要介護認定後、措置を開始した日にさかのぼって介護保険から給付を受ける事が可能です。

(注2) 市が支弁した費用については、高齢者本人または扶養義務者から負担能力に応じて(介護保険制度に準ずる考え方で)市が徴収します。

\*「倉吉市老人福祉法に基づく措置に関する要綱」を参照

## 6 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の活用

### (1) 成年後見制度

#### ア 趣旨・目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人たちは、財産管理や介護保険を利用するといった契約を自分で行う事が困難です。

このような判断能力の不十分な人たちを保護し、支援するのが成年後見制度です。

高齢者本人の判断能力が不十分で利用契約が出来ない場合は、この成年後見制度を利用して本人を代理する援助者が選任された時点で、援助者が本人に代わって手続きを行う事になります。

イ 援助者は、本人の判断能力の状態によって、下表のとおり種類があります。

類型	本人の判断能力	援助者	代理権	
			付与される範囲	本人の同意
後見	欠くのが通常の状態	後見人	財産に関する全ての法律行為	不要
保佐	著しく不十分	保佐人	特定の法律行為 (申立ての範囲内)	必要
補助	不十分	補助人	特定の法律行為 (申立ての範囲内)	必要

注)上記は、法定後見制度の援助者であり、このほかに「任意後見」があるが、虐待ケースに直接関係しないため説明を省略

#### ウ 審判の申立て

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所に対し、後見(保佐、補助)開始の審判の申立てを行います。申立ては、通常、本人、配偶者、4親等内の親族が行います。

しかし、高齢者虐待等により親族による申立てが望めないような場合は、市長が申し立てを行う事が出来ます。(老人福祉法第32条等)市長は、意思能力のない高齢者に対して「やむを得ない事由による措置」を実施した場合で親族による申立てが期待できない時には、速やかに、審判申立てを行う必要があります。(「倉吉市成年後見申立て要綱」参照)

なお、市長が成年後見制度の審判申立てを行った場合で、後見人等の報酬など必要となる経費の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者に対しては、市が「成年後見制度利用支援事業」を活用して審判申立てに要する経費や後見人等の報酬を、助成する事が出来ます。

#### エ 手続きの流れ

手続きの流れは下記の通りです。

##### (ア) 申立て

- a 申立書(戸籍謄本、住民票等添付)
- b 収入印紙 : 800円分(申立て手数料)
- c 郵便切手 : 2600円~3600円分
- d 収入印紙 : 2600円分(登記手数料)
- e 鑑定費用 : 50000円程度

f その他の戸籍謄本、戸籍附票(住民票)、登記事項証明書、診断書  
取り寄せ費用 : 5000~10000円程度



(イ) 審判手続き

- a 調査 : 調査官が事情を調査
- b 鑑定 : 医師が本人の能力を鑑定
- c 審問 : 裁判官が直接事情聴取



(ウ) 審判

- a 裁判官による審判
- b 家庭裁判所から審判書送付
- c 審判確定



(エ) 援助開始

(2) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

ア 趣旨・目的

地域福祉権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、日常生活に支障や不安のある人たちが、地域で安心して自立した生活を送る事ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスなどを行うことにより、これらの人たちの在宅での日常生活を支援する制度です。

高齢者虐待との関係では、勝手に本人の預金を取り崩したり、財産を処分するなどの経済的虐待への対応や予防に有効です。

イ 支援サービスの内容

(ア) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの情報提供・助言。利用する際の手続きや利用料の支払い及び苦情解決の援助など

(イ) 日常的金銭管理サービス

- a 年金、手当てなどの受領に必要な手続き
- b 医療費、公共料金等の支払いなど
- c これに伴う預貯金の払い戻し手続き



- (ウ) 書類等の預かりサービス  
預貯金の通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、  
契約書、実印など

#### ウ 利用料

福祉サービスの利用援助及び日常金銭管理サービスは、1時間当たり  
1,200円（以降30分ごとに600円）  
書類などの預かりサービスは、1ヶ月200円

#### エ 利用手続き

- (ア) 相 談 市社会福祉協議会に相談します。
- (イ) 訪問調査 専門員が自宅等を訪問し、状況を調査します。
- (ウ) 計画提案 専門員が契約内容・支援計画を作成提案します。
- (エ) 契 約 本人と基幹的社会福祉協議会が契約を締結します。
- (オ) サービス開始 生活支援員が支援計画に添ってサービスを提供し  
ます。

### (3) 権利擁護に関する専門相談機関

成年後見制度など、権利擁護に関する制度の使い方や手続きについて、法律の専門家による相談が無料でできます。

#### ア 社団法人成年後見センター・リーガルサポート鳥取支部

日本司法書士会連合会が開設している相談機関で、全国に支部があります。司法書士が成年後見制度の利用方法など、権利擁護に関する相談に応じます。

#### イ 権利擁護センターぱあとなあ

社会福祉士会が開設している相談機関で、県や市町村の社会福祉協議会と連携し、主に権利擁護に関する相談に応じます。

#### ウ 成年後見ネットワーク

弁護士、社会福祉士、司法書士などの専門職員が集まり、相談事業を開設しています。

#### エ 日本司法支援センター(法テラス倉吉)

独立行政法人で、法的トラブルの解決のため、弁護士などの司法専門職員が相談に応じ、内容に応じて最も適した機関や団体等の情報を無料で提供します。

# 資料

1. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
2. 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
3. 倉吉市高齢者虐待防止条例
4. 老人福祉法（抜粋）
5. 倉吉市老人福祉法に基づく措置に関する要綱
6. 倉吉市成年後見制度申立要綱
7. 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱
8. 高齢者虐待の相談機関
9. 高齢者虐待の現状

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等（第六条—第十九条）
- 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等（第二十条—第二十五条）
- 第四章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第五章 罰則（第二十九条・第三十条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該

当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

**第三条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

**第四条** 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(高齢者虐待の早期発見等)

**第五条** 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

**第六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

**第七条** 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

**第八条** 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

**第九条** 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

**第十条** 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

**第十一条** 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

**第十二条** 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

**第十三条** 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

**第十四条** 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

**第十五条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

**第十六条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十三条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

**第十七条** 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

**第十八条** 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

**第十九条** 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

**第二十条** 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

**第二十一条** 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

**第二十二条** 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

**第二十三条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

**第二十四条** 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。



(公表)

**第二十五条** 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雑則

(調査研究)

**第二十六条** 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

**第二十七条** 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

**第二十九条** 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基

づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 改正（平成 18 年法律第 116 号）

### 附則（抄）

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1（前略）附則 131 条から第 133 条までの規定 公布の日

6（前略）附則 111 条の規定 平成 24 年 4 月 1 日

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項第 1 号中「、同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設」を削る。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第一三三条** 附則第 3 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 資料 2

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 〔平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省令第 94 号〕

最終改正：平成 18 年 5 月 9 日厚生労働省令第 119 号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 22 条の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

#### （市町村からの報告）

**第一条** 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項 から第三項 までの規定による通報又は同条第四項 の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号 に規定する養介護施設又は同項第二号 に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項 に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項 に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項 に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容（指定都市及び中核市の例外）

**第二条** 法第二十二条第二項 の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一条第一項 から第三項 までの規定による通報又は同条第四項 の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

**第三条** 法第二十五条 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別

二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

**附 則**

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** （平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

倉吉市高齢者虐待防止条例  
平成 17 年 3 月 18 日条例第 88 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、高齢者に対する虐待が高齢者の人権を侵害し、高齢者の心身の健康又は生命に重大な影響を及ぼすことから、高齢者虐待の早期発見及び高齢者虐待に対する対応の迅速化により、高齢者虐待の防止を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において「高齢者虐待」とは、家庭内又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく居宅サービス事業を行う事業所及び介護保険施設（以下「施設等」という。）において、介護者がその介護する高齢者に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 高齢者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること、又は身体を拘束する等により不適切に高齢者の行動を制限すること。
- (2) 脅し、侮辱等の言葉又は威圧的な態度、無視若しくは嫌がらせ等によって精神的な苦痛を与えること。
- (3) 本人との合意がない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要を行うこと。
- (4) 高齢者が所有する資産を不法若しくは不適切に使用し、又は理由もなく使用の制限をすること。
- (5) 高齢者の介護若しくは日常生活の世話を放棄し、拒否し、又は放任し、高齢者の生活環境又は身体的若しくは精神的状態を悪化させること。

(市の責務)

**第 3 条** 市は、高齢者虐待を防止し、高齢者の福祉の増進を図るため、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、高齢者虐待の早期発見及び虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体との連携の強化その他高齢者虐待の防止のために必要な体制の整備に努めなければならない。

(介護者の責務)

**第 4 条** 介護者は、必要に応じ、医師、保健師、介護支援専門員、民生委員、在宅介護支援センター及び施設等の職員等（以下「医療、保健及び福祉関係者」という。）の支援を受け、適切な介護の実施に努めなければならない。

(施設等の責務)

**第 5 条** 施設等の長は、当該施設の職員の人権意識を高め、高齢者に対し適切な介護サービスが提供できる体制の整備に努めなければならない。

(高齢者虐待の防止)

**第 6 条** 市は、高齢者虐待を防止するため、介護保険制度、高齢者福祉制度等の広報その他啓発活動及び介護者への助言を行うものとする。

(高齢者虐待の早期発見)

**第7条** 医療、保健及び福祉関係者並びに家族は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

(高齢者虐待に係る通告)

**第8条** 高齢者虐待を受けた高齢者を発見した者は、速やかにこれを市長に通告しなければならない。

(通告を受けた場合の措置)

**第9条** 市長は、前条の規定による通告を受けたときは、速やかに当該高齢者の状況の確認を行い、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

**2** 前項の場合において、市長は、必要に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定による施設入所措置又は同法第32条の規定による審判の請求等を行うものとする。

(相談窓口の設置)

**第10条** 市は、高齢者虐待の防止及び早期発見並びに高齢者虐待に対する対応の迅速化を図るため、相談窓口を設置するものとする。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 老人福祉法（抜粋）

昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号

（居宅における介護等）

**第十条の四** 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二 に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法 に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

**第十一条** 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法 に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。

2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないとき



は、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

## 倉吉市老人福祉法に基づく措置に関する要綱（抄）

（目的）

**第1条** この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者に対して措置を行うことにより、介護サービスの提供を行うことを目的とする。

（対象者）

**第2条** この要綱において、措置によりサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する者がいない者
- （2） 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、家族等から虐待又は無視を受けている者
- （3） その他所長が必要と認める者

（措置によるサービスの提供）

**第3条** この要綱における介護サービスは、次に掲げるものをいう。

- （1） 訪問介護
- （2） 通所介護
- （3） 短期入所生活介護
- （4） 認知症対応型共同生活介護
- （5） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所

（調査）

**第4条** 所長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けた場合は、当該者の状態、状況等について職員又は在宅介護支援センターによる訪問調査に基づき、措置判定調査票（様式第1号）を作成し、措置の可否について判定を行うものとする。

（要介護状態等の審査）

**第5条** 所長は、前条の規定により措置が必要と認められる者が介護保険法による要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同様の手続きにより、要介護状態区分の判定を行うものとする。

（サービスの提供の依頼）

**第6条** 所長は、第3条各号に掲げるサービスの提供を行う場合は、介護保険法第70条に規定する指定居宅サービス事業者（以下「事業者」という。）又は同法第86条に規定する指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）にサービスの提供を依頼するものとする。

2 所長は、前項のサービスの提供を依頼する場合は、措置によるサービス提供依頼書（様式第2号）により事業者又は施設にサービスの提供についての可否を確認し、当該事業者又は施設が可能と回答した場合は、措置決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 所長は、第3条第1号から第3号までに掲げるサービスを提供する場合は、居宅サービス費の支給限度額の管理等について在宅介護支援センターに依頼するものとする。  
（措置の決定）

**第7条** 所長は、前条によりサービスの提供が可能となった場合、被措置者に措置開始決定通知書（様式第4号）により措置を開始する旨を通知するものとする。  
（措置費用）

**第8条** 措置に係る費用は、介護保険法の規定による居宅サービス及び施設サービスに要する費用とする。  
（費用負担）

**第9条** 措置に係る費用のうち、100分の90に相当する額については居宅介護サービス費又は施設介護サービス費（以下「介護サービス費」という。）からの給付とし、100分の10に相当する額（第3条第3号に規定する短期入所生活介護又は同条第5号に規定する介護老人福祉施設については、食事の提供に要した費用及び居住又は滞在に要した費用（以下「食事提供及び居住費」という。）に係る特定入所者介護サービス費の自己負担限度額をこれに加える。）については被措置者の自己負担（以下「自己負担分」という。）とする。ただし、自己負担分の徴収については、所長が自己負担分と同額を事業者又は施設に支払ったのち、所長が被措置者から徴収するものとする。

2 被措置者が住所不定等の理由により介護保険法の適用が困難な場合は、措置に係る費用のうち、100分の100に相当する額（第3条第3号に規定する短期入所生活介護又は同条第5号に規定する介護老人福祉施設についてはこれに食事提供及び居住費を加える。）を一括して、所長が事業者又は施設に支払う。ただし、自己負担分については、所長が被措置者から徴収するものとする。

3 前2項の規定による徴収額の算定については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2に規定する高額介護サービス費及び介護保険法第51条の2第2項に規定する特定入所者介護サービス費の自己負担限度額の基準を適用するものとする。  
（自己負担額の免除）

**第10条** 所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、自己負担分の徴収を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯に属する場合
  - (2) 震災等により生計が著しく悪化している場合
  - (3) その他所長が必要と認める場合
- （地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度との連携）

**第11条** 所長は、この要綱による措置を行った場合は、要介護認定の申請又は介護保険法に規定する居宅サービスの契約若しくは施設サービスの契約が締結できるよう、必要に応じて地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の廃止)

**第12条** 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、措置を廃止するものとする。

(1) 被措置者の法定後見人が選定され、契約により第3条各号に掲げるサービスの提供を受けられるようになった場合

(2) 施設入所等により、家族からの虐待等が解消され、事業者との利用契約を締結した場合

(3) その他所長が必要と認める場合

2 所長は、措置の廃止を行うときは、被措置者に対し措置廃止決定通知書(様式第5号)を事業者又は施設に対し措置廃止通知書(様式第6号)をもって通知するものとする。

(措置費の請求)

**第13条** 事業者は、措置に要する費用のうち、介護サービス費からの給付を除く費用については、措置費請求書(様式第7号)により、市長へ請求するものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

## (目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助並びに福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始、保佐開始及び補助開始（以下「成年後見等」という。）の審判の申立てにつき必要な事項を定めることを目的とする。

## (審判申立の対象者)

第2条 市長は、高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であつて、次の各号のいずれにも該当するものについて、成年後見等の審判の申立ての請求を行うものとする

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 物事を判断する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
- (3) 後見開始等の審判の請求を自ら行うことが困難である者
- (4) 親族による保護又は後見開始等の審判の請求が期待できない者
- (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第1号に掲げる者とみなす。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居をしている本市の被保険者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所している本市の支給決定対象者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、本市が保護を行う者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、成年後見等の審判の申立ての対象としない。

- (1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（本市に所在するものに限る。）に入所又は入居をしている他市町村の被保険者
- (2) 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設（本市に所在するものに限る。）に入所している他市町村の支給決定対象者
- (3) 生活保護法第19条第3項の規定により、他市町村が保護を行う者

## (審判申立の判定基準)

第3条 市長は、成年後見等の審判の申立てを行うに当たっては、対象となる高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「本人」という。）について、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条及び第15条）
  - (2) 本人の生活状況及び健康状況
  - (3) 本人の親族の存否及び当該親族が成年後見等の審判の申立てを行う意思の有無
  - (4) 本人の福祉を図るために必要な事情
- （審判申立審査会）

第4条 申立ての適否及び申立ての種類を審査するため、倉吉市成年後見等審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 同部福祉課長
- (3) 同部長寿社会課長

3 審査会の会長は、福祉保健部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

（審査会の議事）

第5条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、本人及びその家族並びに主治医その他専門家の意見を聴くものとする。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

（市民等の市長への通報）

第7条 次に掲げる者は、本人が成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、成年後見等の審判の申立てを市長に通報することができる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に従事する職員、同法第15条第1項に規定する職員並びに介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業に従事する職員及び同条第24項の介護保険施設の職員

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

(3) 民生委員

(4) 前3号に掲げる者のほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、本人と面談等をし、第3条に定める判定基準に基づき、速やかに申立てを行うものとする。

（審判申立に係る費用）

第8条 市長は、成年後見等の審判の申立てに基づき審判が下され、成年後見人等（成年

後見人、補佐人又は補助人をいう。以下同じ。)が選任されたときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定に基づき負担した審判費用(鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。)について、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該審判費用の返還を求めることができる。ただし、本人が倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱(平成17年3月31日倉吉市福祉保健部長決裁)第2条に定める助成の対象者であるときは、この限りでない。

(審判申立の手続)

第9条 成年後見等の審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(親族等への援助)

第10条 市長は、第3条の規定による考慮を行うに当たり、成年後見等の審判の趣旨、審判費用等について十分説明を行った後、本人の親族(以下「親族」という。)が成年後見等の審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)第7条第4号の規定により本人の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を当該親族に提供し、親族が行う申立ての手続等の援助をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料 7

### 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用に当たり、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判費用（鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に対する報酬（以下「後見報酬」という。）を負担することが困難である者に対し、市が行う助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、倉吉市成年後見制度申立要綱（平成17年3月31日倉吉市福祉保健部長決裁）第2条に定める者で、かつ、成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、他に審判費用及び後見報酬を負担する者がいないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者
- (2) 収入、預貯金及び換金可能な資産から後見報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者（審判の申立てをした年の前年の収入が80万円以下で、かつ、当該審判の申立て時の預貯金が100万円以下の場合に限る。）
- (3) その他審判費用及び後見報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(助成金の交付)

第3条 市長は、成年後見制度の利用を支援するため、助成対象者に対し、予算の範囲内で倉吉市成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

2 助成金の額は、審判費用（倉吉市成年後見制度申立要綱の規定により市長が行う成年後見等の審判の申立てに係るものに限る。）のうち次に掲げるものの合計額及び後見報酬の額（家庭裁判所が決める額の範囲内の額）とする。

- (1) 申立手数料
- (2) 登記手数料
- (3) 郵便切手代
- (4) 診断書料
- (5) 鑑定費用

(助成金の申請)

第4条 助成金の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、助成対象者又は助成対象者の代理人である成年後見人等とする。ただし、当該成年後見人等が成年被後見人等の親族である場合は、申請することができない。

2 申請者は、助成金を申請しようとするときは、倉吉市成年後見制度利用支援助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬付与の審判書謄本の写し
- (3) 登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し（成年後見人等



が申請をする場合に限る。)

(助成金の決定)

第5条 市長は、成年被後見人等の資産の状況を調査して、助成についての可否を決定し、倉吉市成年後見制度利用支援助成金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに、倉吉市成年後見制度利用支援助成金請求書（様式第3号）により助成金を請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第7条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第8条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化、死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき又は著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減するものとする。この場合において、成年被後見人等が死亡した後の後見報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、後見報酬に係る助成金については、平成24年度以後の業務に係る後見報酬から適用する。

## 資 料 8

### 高齢者虐待の相談機関

#### 《相談通報届出窓口》

<b>倉吉市役所</b>		
<b>長寿社会課</b>		
〒682-0822 倉吉市葵町 722		
TEL 0858-22-7851 (夜間・休日) 0858-22-8111		
<b>地域包括支援センター</b>		
<b>うつぶき地域包括支援センター</b>		
〒682-0021 倉吉市上井 300	TEL 0858-26-6378	
<b>マグノリア地域包括支援センター</b>		
〒682-0022 倉吉市上井町 1 丁目 2-1	TEL 0858-26-3922	
<b>倉吉中央地域包括支援センター (上灘・成徳)</b>		
〒682-0881 倉吉市宮川町 129	TEL 0858-22-6102	
<b>明倫・小鴨地域包括支援センター</b>		
〒682-0863 倉吉市瀬崎町 2714-1	TEL 0858-23-7106	
<b>かもがわ地域包括支援センター</b>		
〒682-0411 倉吉市関金町関金宿 1115-2	TEL 0858-45-3888	

#### 《総合相談》

<b>鳥取県社会福祉協議会 高齢者総合相談センター (鳥取県立福祉人材研修センター)</b>		
〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5		
TEL 0857-59-6337 Fax 0857-59-6340		
<b>倉吉市保健センター</b>		
〒682-0044 倉吉市小田 458		
TEL 0858-26-5670		
<b>中部総合事務所福祉保健局</b>		
〒682-0802 倉吉市東巖城町 2		
TEL 0858-23-3121		
<b>鳥取地方法務局 倉吉支局 みんなの人権110番</b>		
〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉市地方合同庁舎		
人権相談ダイヤル TEL 0570-003-110		
倉吉支局 TEL 0858-22-4108		

#### 《無料電話相談》

<b>高齢者支援センターとっとり 高齢者なんでも無料電話相談(鳥取県弁護士会)</b>		
〒680-0011 鳥取市東町 2-221 鳥取県弁護士会仮会館内		
フリーダイヤル 0120-65-3948 (毎週月・木曜日 13:30~16:00)		
TEL 0857-22-3912		

《認知症高齢者に関する相談》

**公益法人 認知症の人と家族の会 鳥取県支部**

〒683-0811 米子市錦町2丁目235 鳥取県認知症コールセンター  
TEL 0859-37-6611

《日常生活自立支援事業に関する相談》

**福祉サービス利用支援センター中部（倉吉市社会福祉協議会内）**

〒682-0822 倉吉市葵町717-3 老人福祉センター内  
TEL 0858-24-0058 Fax 0858-22-5249

《成年後見制度に関する相談》

**社団法人リーガルサポート鳥取県支部（鳥取県司法書士会）**

〒680-0022 鳥取市西町1丁目314-1  
TEL 0857-24-7031 Fax 0857-24-6081

**鳥取県弁護士会**

〒680-0011 鳥取市東町2丁目221  
TEL 0857-22-3912 Fax 0857-22-3920

**権利擁護センター ぱあとなあ 中部（鳥取県社会福祉士会）**

〒682-0804 倉吉市見日町491番地  
TEL 0858-23-1505 Fax 0858-23-2035

**成年後見ネットワーク倉吉**

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15-1 倉吉合同事務所内  
TEL 0858-22-8900 Fax 0858-22-1812

**法テラス倉吉**

〒682-0023 倉吉市山根572番地  
TEL 050-3383-5497

《警察署》

**倉吉警察署**

〒682-0017 倉吉市清谷町1丁目10  
TEL 0858-26-7110

《家庭裁判所》

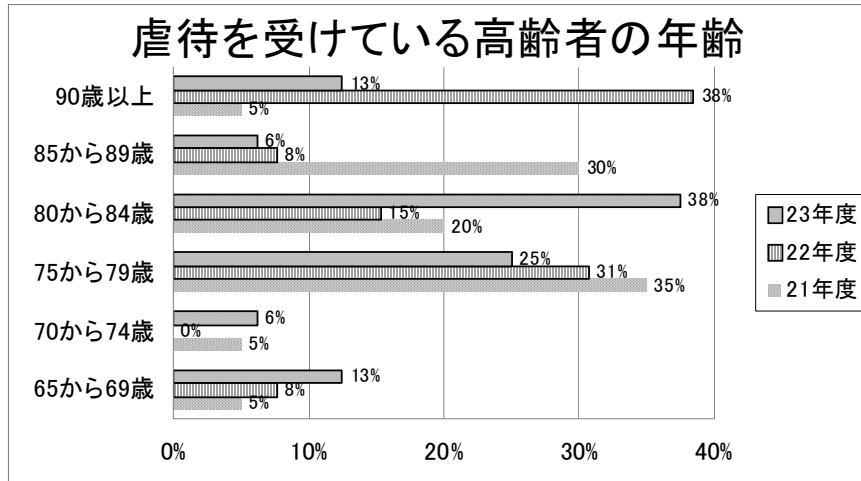
**鳥取家庭裁判所倉吉支部**

〒682-0824 倉吉市仲ノ町734番地  
TEL 0858-22-2911

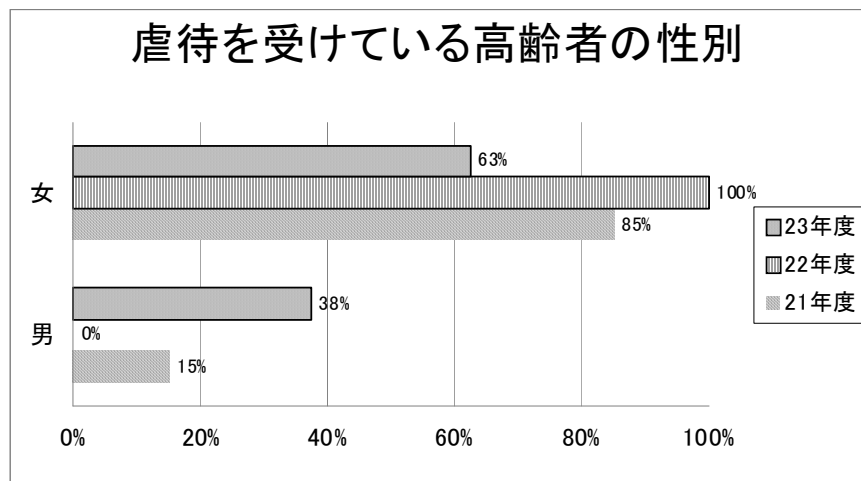
## 高齢者虐待の現状

## 資料 9

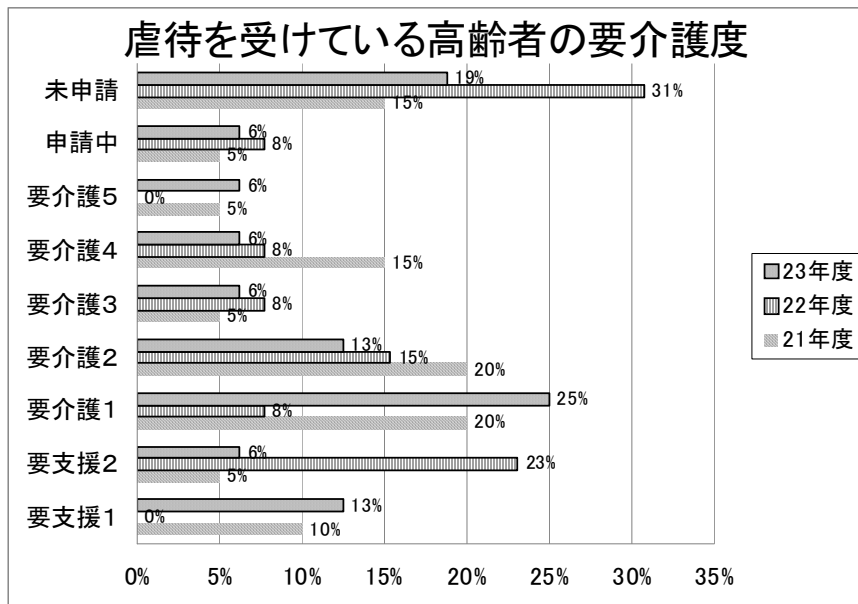
倉吉市では、市、地域包括支援センターを対象に虐待の実態の調査を行いました  
 主な調査結果を紹介します。  
 (虐待件数平成21年度20件、平成22年度13件、平成23年度16件 合計49件)



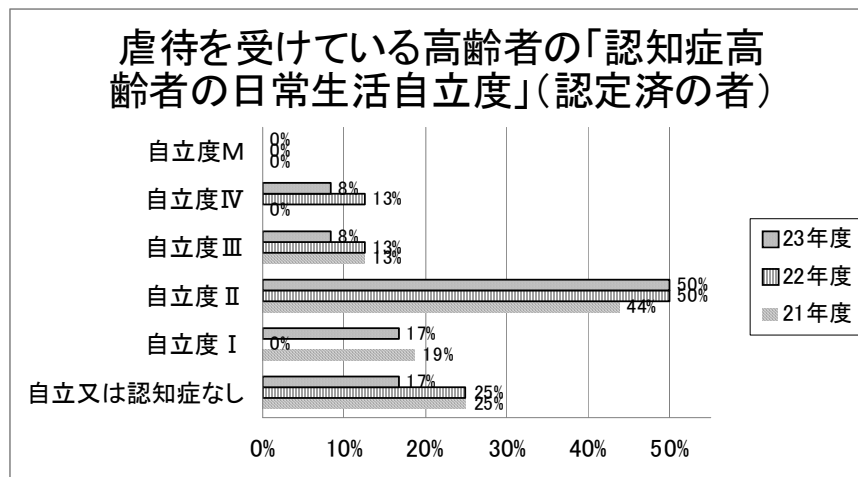
虐待を受けている高齢者本人の年齢は各年度で80歳以上が約5割となっている。  
 平成23年度はより若い年代の虐待も増えている。



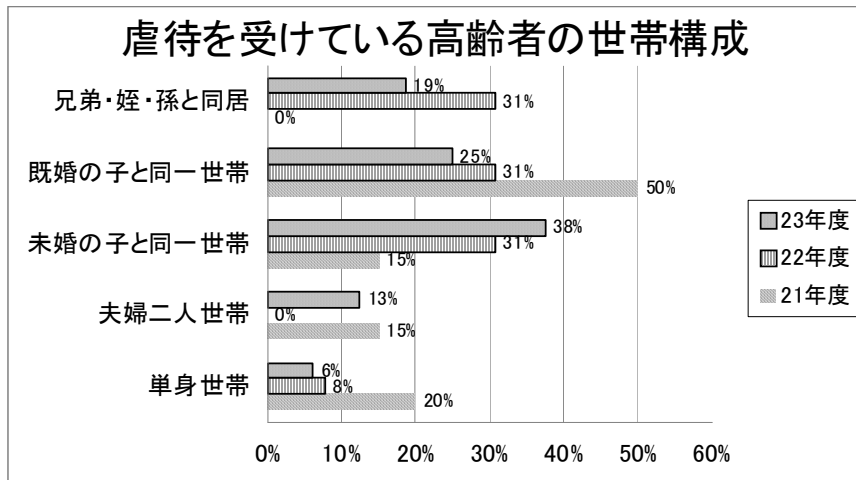
虐待を受けている高齢者の性別は、女性が圧倒的に多い。



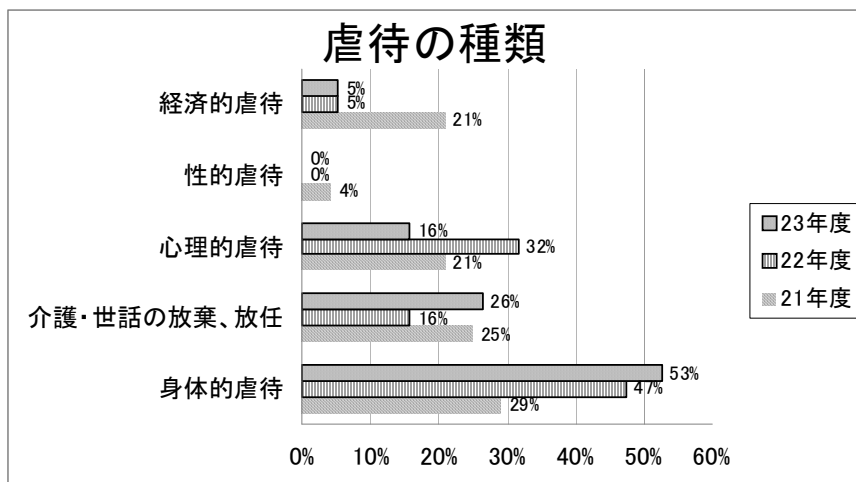
虐待を受けている高齢者の要介護度については、未申請者が比較的多い。重度者(要介護4・5)は軽・中度者に比べ少ない。



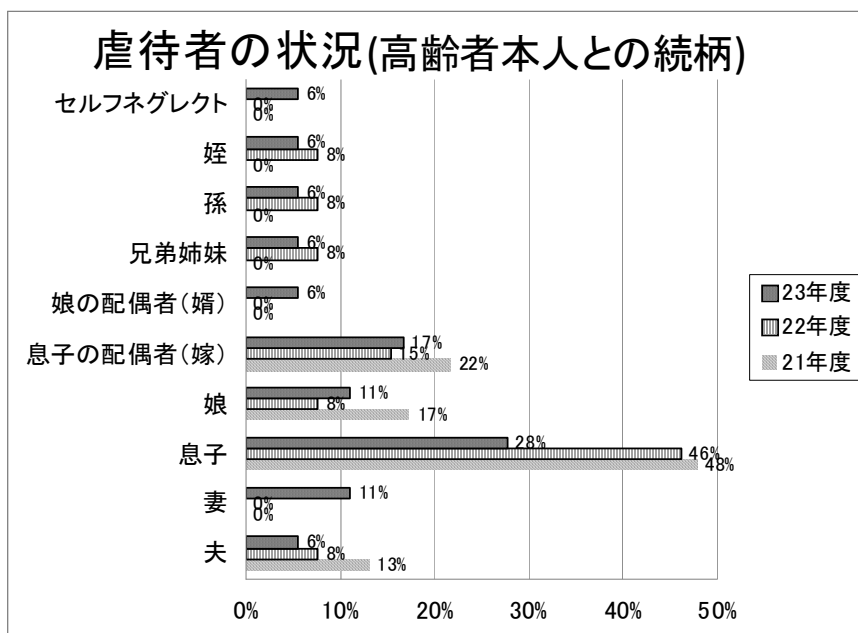
認知症は事例の7割以上を超える者に認められる。



未婚の子と同一世帯の割合が年々増加している。



虐待の種類においては、身体的虐待、放棄、放任が大半を占める。



虐待者は息子が約5割、次いで息子の配偶者が多い。

※ セルフネグレクト: 通常の生活を維持するために、必要な行為を行う意欲・能力を喪失し、健康・安全を自ら損なうこと。必要な食事をとらず、医療を拒否し、不衛生な環境で生活するなどの自己放任をする行為。

平成21年度から23年度本市で取り扱った高齢者虐待について、紹介します。  
倉吉市の状況について（平成21から23年度 相談実件数 49件）

虐待の種類	相談件数（複数回答有）	主な状況
身体的虐待	26件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首を絞めようとしたり突き落とそうとしたりする。</li> <li>・金銭を要求され、大声で怒鳴られたり、暴力を振るう</li> <li>・酒を飲んで暴力を振るったり、物を投げつける</li> <li>・酒を飲んで叩いたり、物を投げつける</li> <li>・ストレスのはげ口として暴力を振るう</li> <li>・物を投げつけたり、つねったりする。</li> <li>・平手打ちをされたり、階段から突き落としたりする。</li> <li>・ゴルフクラブで叩く。</li> <li>・排泄の失敗を理由に叩く。</li> </ul>
心理的虐待	14件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒を飲んで暴言を吐く。</li> <li>・死んでしまえと暴言を吐く。</li> <li>・暴言を吐き、家に閉じ込める等する。</li> <li>・一室に追いやられ、悪い環境での生活を余儀なくされる。</li> <li>・認知症への理解無く、暴言を吐く。</li> </ul>
性的虐待	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な行為を強要する。</li> </ul>
経済的虐待	7件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の年金を生活費に使ってしまう。</li> <li>・本人に年金を使わせない。</li> <li>・必要な医療費、保険料等を支払わない。</li> </ul>
世話・介護の放棄・放任	14件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護を放棄し、必要な身体環境を整えない。</li> <li>・必要な介護サービス等の支援を受けさせない</li> <li>・必要な介護を受けさせない。</li> <li>・必要な医療を受けさせない。</li> <li>・食事を与えない。</li> <li>・オムツを替えない。</li> <li>・他人との面会を拒み、必要な対応をしない。</li> </ul>



本市に寄せられた相談からわかることとして、次のようなことが挙げられます。

- ・身体的虐待は飲酒をきっかけに行われる事例がある。
- ・養護者が精神障がい等である場合が多い。
- ・認知症が原因による意思の疎通の困難さ虐待に繋がっている。
- ・介護を家族だけで抱え込んでおり、日頃の介護疲れが虐待として発生する。
- ・職に就かず経済状況が悪化し、親の年金を生活費にあてる為、経済的理由で必要なサービスは受けさせないケースがある。

## 参 考 文 献

- ・『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』

平成 22 年度老人保健健康増進等事業「養護者による高齢者虐待対応の標準化のためのマニュアル策定並びに施設従事者による虐待対応の実態調査及び対応システムのあり方に関する研究」報告書別冊（初版第 2 刷）

社団法人日本社会福祉士会（平成 23 年 3 月）

- ・『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』

社団法人日本社会福祉士会（平成 22 年 2 月 25 日）

- ・『高齢者虐待対応のために（関係機関用）』

鳥取県東部福祉保健局（平成 18 年 3 月）

- ・『高齢者虐待防止トレーニングブック 発見・援助から予防まで』

中央法規出版株式会社（平成 18 年 6 月 30 日）